

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社橋本組
法人番号 : 2080001015112
業者の住所 : 静岡県焼津市本町 2 - 2 - 1
- 2 指名停止の期間 : 令和 6 年 10 月 25 日～令和 6 年 12 月 24 日 (2 か月)
- 3 指名停止の措置対象地区 : 中部地区

4 事実概要

株式会社橋本組は、焼津市発注の「令和元年度焼津市ターントクルこども館建設工事(債務負担行為)(建築工事)」において、柱の打設位置のずれを補正するために、公共建築工事標準仕様書に基づかない塗厚、工法によりモルタルを施工し、供用後モルタルの一部が剥落する事故を生じさせる粗雑工事を行った。また、発注者へは、設計図書のとおり施工したかのような虚偽の施工図等を提出した。

このことが建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 6 年 9 月 3 日、中部地方整備局長から営業停止処分を受けた。

5 指名停止の理由

4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成 15 年 10 月機構規程第 83 号)別表第 1 第 3 号(下記参照)に該当する。

別表第 1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～2 省略	省略
(過失による粗雑工事)	
3 機構発注工事以外の工事(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区を対象として 1 か月以上 3 か月以内
4～8 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)